

川崎市居住支援協議会

令和元年度 定期総会 次第

日時 : 令和元年 5月30日(木) 16:00~17:00
会場 : 川崎市役所第4庁舎4階第4・5会議室(川崎区宮本町3番地3)

1 開 会

2 議 案

- (1) 第1号議案 役員交代(案)について
- (2) 第2号議案 川崎市居住支援協議会会則 改正(案)について
- (3) 第3号議案 平成30年度事業報告(案)について
- (4) 第4号議案 平成30年度決算報告(案)及び監査報告について
- (5) 第5号議案 令和元年度事業計画(案)について
- (6) 第6号議案 令和元年度予算(案)について

3 その他

4 閉 会

(配布資料)

・次第、出席者一覧

- ・資料1 第1号議案 役員交代(案)
- ・資料2 第2号議案 川崎市居住支援協議会会則 改正(案)
- ・資料3 第3号議案 平成30年度事業報告(案)
- ・資料4 第4号議案 平成30年度決算報告(案)及び監査報告
- ・資料5 第5号議案 令和元年度事業計画(案)
- ・資料6 第6号議案 令和元年度予算(案)

- ・参考資料1 令和元年度協議会スケジュール
- ・参考資料2 川崎市居住支援協議会会則・会計規則

【第 1 号議案】

川崎市居住支援協議会 役員交代(案)

| 役職 | 団体等 | 氏名 | 前任者 |
|----------|---|--------|--|
| 会長 | 川崎市 まちづくり局 住宅政策部長 | 前田 亮 | |
| 副会長 | 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 支部長 | 加藤 義治 | |
| | 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 常務理事 | 上野 葉子 | |
| 幹事 | 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 支部長 | 加藤 義治 | |
| | 公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 川崎支部 副支部長 | 米田 恵子 | |
| | 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部 副支部長 | 加藤 豊 | |
| | 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 部長 | 佐竹 恵子 | |
| | 川崎市地域自立支援協議会 <u>障害者支援施設 桜の風 もみの木ユニット</u> | 二ノ宮 由江 | 小又 公彰 <small>(恒春園地域包括支援センター長)</small> |
| | 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長 | 裊 安 | |
| | 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 理事長 | 永島 優子 | |
| | 川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室 担当課長 | 長沼 芳之 | 浅沼 誠 |
| | 川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室 担当課長 | 鹿島 智 | |
| | 川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 担当課長 | 松本 裕幸 | |
| 会計 監事 | 一般財団法人 高齢者住宅財団 総務部長 | 小岩 光弘 | |

(敬称略)

川崎市居住支援協議会 会則 改正(案)

川崎市居住支援協議会会則 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>第5章 個人情報等</u></p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(個人情報保護)</u></p> <p>第19条 本会が取り扱う個人情報の保護に関しては、<u>川崎市個人情報保護条例のほか関連する規定を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、「実施機関」とあるのは「本会」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。</p> | <p>第5章 雑則</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。</p> |

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

【第 3 号議案】

平成 30 年度 川崎市居住支援協議会 事業報告 (案)

1. 総会等の開催

- (1) 幹事会 … 平成 30 年 4 月 17 日 (火)
 定期総会 … 平成 30 年 5 月 31 日 (木)
 「平成 29 年度事業報告 (案)」「平成 29 年度決算報告 (案)」「平成 30 年度事業計画 (案)」「平成 30 年度予算 (案)」等について承認の議決を得るために開催した。
- (2) 臨時総会 … 平成 31 年 2 月 26 日 (火) (予定) ※書面表決
 「役員交代 (案)」について承認の議決を得るために開催した。
- (3) 専門部会による協議
- ・入居支援体制の構築に関する議論、すまいの相談窓口における相談事例に関するケーススタディを実施。
 - ・各セミナー等の実施内容に関する意見交換や報告を実施。
- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| ○第 1 回：平成 30 年 7 月 26 日 (木) | ※A・B・C 合同開催 |
| ○第 2 回：平成 30 年 11 月 27 日 (火)、29 日 (木) | ※B・C のみ合同開催 |
| ○第 3 回：平成 31 年 2 月 26 日 (火) | ※A・B・C 合同開催 |

2. 具体的な取組

平成 30 年度は、専門部会での検討と合わせて次のとおり具体的な取組を行った。

(1) 入居支援体制の試行・充実

①入居支援体制の試行

- ・『すまいの相談窓口 (住宅供給公社)』で受けた住まい探しの相談に関して、不動産団体から推薦された「居住支援協議会サポート店」等と連携し、具体的に入居可能な物件を紹介する入居支援体制について試行。

②庁内各部署と関係機関への周知・意見交換

- ・庁内各部署や関係機関等との連携強化や理解醸成による入居支援体制の充実を目的に、協議会の活動内容やすまいの相談窓口に関する周知・意見交換を実施。

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ○庁内各係長・担当者会議 | … 10 回 |
| ○各区役所 (7 区)・支所 (2 支所) 意見交換会 | … 9 回 |
| ○各区地域包括支援センター長会議 | … 7 回 |
| ○関係機関への周知・意見交換 (社会福祉協議会、自立支援協議会(*)等) | … 12 回 |
| (*)特に地域自立支援協議会には、今年度から居住支援協議会として参画 | |

(2) すまい探し相談会の実施

- ・不動産団体と連携し、スポット的に市民向け住み替え相談会を開催・周知した。

- 宅地建物取引業協会 川崎南支部「不動産フェア」
平成30年 9月23日(日)
- 全日本不動産協会 川崎支部「全国一斉不動産無料相談会」
平成30年10月 1日(月)
- 宅地建物取引業協会 川崎中支部「中原区民祭」
平成30年10月21日(日) ※周知のみ
- 宅地建物取引業協会 川崎北支部「不動産フェア2018」
平成30年11月17日(土) ※周知のみ

(3) 不動産事業者向けセミナー

- ・要配慮者の入居を拒まない物件(家主)の増を目指すため、不動産事業者に向けて、昨年度作成した「居住支援ガイドブック」を用いた周知・啓発を実施。
- ・併せて、住宅セーフティネット法に基づく登録住宅制度に関する説明・周知を実施。

- 宅地建物取引業協会 川崎南支部研修 : 平成30年12月13日(木)
- 宅地建物取引業協会 川崎中支部研修 : 平成30年 6月22日(金)
- 宅地建物取引業協会 川崎北支部研修 : 平成31年 2月19日(火)
- 全日本不動産協会 川崎支部研修 : 平成30年 9月27日(木)

(4) 精神障害者の居住支援に関するセミナー

- ・精神障害者への物件提供に対する家主や不動産事業者の理解を深めるため、川崎市地域自立支援協議会との共催で「精神障害者の居住支援に関するセミナー」を開催。

- 講演名: 「～精神障害者の住まいと住まい方を考える～
松本ハウスがやってきた! Yah(家)Yah(家)Yah(家)!」
- 開催日: 平成31年1月24日(木)
- 対象者: 不動産事業者・障害者支援団体・支援者・行政等 ※受講者136名

3. その他(事務局対応)

(1) 視察・講演等への協力

- ・居住支援協議会の概要(設立経緯や体制等)に関して、他の地方自治体や関係団体からの依頼等に基づき、講演や説明等を実施した。

- 神奈川県横浜市/居住支援協議会設立総会における講演
- 岩手県盛岡市/居住支援協議会に係る視察
- 北海道旭川市/居住支援協議会及びセーフティネット住宅施策に係る視察
- (株)ホームネット/居住支援セミナー(住宅セーフティネット法改正について)

(2) 厚生労働省事業への協力

- ・厚生労働省の公募事業(障害者総合福祉推進事業/貸主・宅建業者に対する精神障害者等の居住確保支援の手引き開発並びに精神障害者等の居住支援を先駆的に実践している居住支援法人等の調査事業)への協力を行った。

- 協議会推薦の不動産事業者による検討委員会(合計4回)への出席
- 先駆的な取組の視察・ヒアリング調査への協力

平成30年度 決算報告(案)

[収入の部]

(単位:円)

| 中科目 小科目 | 予算額(A) | 決算額(B) | 増減 (B-A) △は減 | 備考 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------------|----------------|
| 補助金収入 | 2,432,000 | 2,153,316 | △ 278,684 | |
| 重層的セーフティネット構築支援事業補助 | 2,432,000 | 2,153,316 | △ 278,684 | 国土交通省補助金 |
| 借入金 | 777,000 | 777,000 | 0 | 川崎市住宅供給公社からの借入 |
| 雑収入等 | 0 | 7 | 7 | |
| 雑収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 預金利子 | 0 | 7 | 7 | 預金利子 |
| 当該年度収入合計(C) | 3,209,000 | 2,930,323 | △ 278,677 | |
| 前年度繰越金 | 10,019 | 10,019 | 0 | |
| 収入合計 | 3,219,019 | 2,940,342 | △ 278,677 | |

[支出の部]

(単位:円)

| 中科目 小科目 | 予算額(a) | 決算額(b) | 増減 (b-a) △は減 | 備考 |
|-------------|-----------|-----------|-----------------|----------------|
| 人件費 | 1,540,000 | 1,540,000 | 0 | |
| 事務局人件費 | 1,540,000 | 1,540,000 | 0 | 住宅供給公社職員分 |
| 旅費 | 20,000 | 19,094 | △ 906 | |
| 交通費 | 20,000 | 19,094 | △ 906 | 住宅供給公社職員分 |
| 庁費 | 872,000 | 594,222 | △ 277,778 | |
| 需用費 | 195,000 | 304,322 | 109,322 | 消耗品費、印刷製本費、光熱費 |
| 謝金 | 550,000 | 252,000 | △ 298,000 | 講演会謝金 |
| 役務費 | 67,000 | 37,900 | △ 29,100 | 通信運搬費、振込み手数料 |
| 委託費 | 0 | 0 | 0 | |
| 使用料及び賃借料 | 60,000 | 0 | △ 60,000 | |
| 償還金 | 777,000 | 777,000 | 0 | 川崎市住宅供給公社への償還 |
| 当該年度支出合計(D) | 3,209,000 | 2,930,316 | △ 278,684 | |
| 次年度繰越金 | 10,019 | 10,026 | 7 | 預金利子含む |
| 支出合計 | 3,219,019 | 2,940,342 | △ 278,677 | |

| 当該年度収支差額(C) - (D) | 当該年度 収入合計(C) | 当該年度 支出合計(D) | 収支差額 |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| | 2,930,323 | 2,930,316 | 7 (=次年度繰越金) |



会計監査報告書

平成31年4月23日、川崎市居住支援協議会会則第17条の定めるところにより、平成30年度の収支決算状況について、関係帳簿等により慎重に会計監査を行ったところ、経理等の内容は、良好かつ適正であると認められました。

平成31年4月23日

会計監事



令和元年度 川崎市居住支援協議会 事業計画（案）

平成30年度までの成果を踏まえ、次のとおり各専門部会による個別検討を実施する。

1. 総会等の開催（予定）

（1）定期総会 … 令和元年5月30日（木）

「役員交代」「川崎市居住支援協議会会則 改正」「平成30年度事業・決算報告」「令和元年度事業計画・予算」等について議決

（2）幹事会 … 平成31年4月18日（木）

定期総会における議案について検討、確認

（3）専門部会 … 令和元年7月中旬、令和元11月中旬、令和2年2月中旬

A・B・C部会を年3回程度開催し、各専門部会にて具体的な取組を行う

2. 具体的な取組**（1）すまいの相談窓口における支援体制の充実**

すまいの相談窓口の本格運営にあたり、引き続き庁内や関係機関、協議会サポート店等との連携力の強化を目指すとともに、新たな支援策等を検討・実施する。

- ① 庁内各部署・関係機関への説明・周知啓発、協議会サポート店との意見交換等
- ② 相談窓口での同行支援（契約・転居手続きのサポート・出張相談等）の試行
- ③ その他、物件確保に向けた検討

（2）居住中の支援（体制やサービス等）の見える化

単身高齢者や精神障害者等に対する居住中の支援（体制やサービス等）により、家主や不動産事業者の不安が解消されるよう、具体的な事例や制度、地域資源等を整理する。

- ①（地域自立支援協議会と連携し）精神障害者の具体的な支援等に関する事例集の作成
- ② 活用・連携可能な地域資源（法人や団体等）の研究・掘り起こし

（3）入居者死亡時の対応に関する不安等の軽減

入居者死亡時における家主・不動産事業者の不安や金銭的負担等の軽減に向け、退去に必要な手続きや、事前の備えとして有効な手段（保険等）について整理するとともに、新たな支援策等を検討・実施する。

- ① 入居者死亡に伴う退去に必要な手続きや、有効な手段（保険等）に関する事例の整理
- ② 孤独死等に対応した保険等の研究・開発（既存商品の活用を含む）

令和元年度 予算(案)

[収入の部]

(単位:円)

| 中科目 小科目 | 令和元年度 予算額(A) | 平成30年度 予算額(B) | 増減 (A-B) △は減 | 備考 |
|---------------------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|
| 補助金収入 | 3,299,000 | 2,432,000 | 867,000 | |
| 重層的セーフティネット構築支援事業補助 | 3,299,000 | 2,432,000 | 867,000 | 国土交通省補助金 |
| 借入金 | 1,584,000 | 777,000 | 807,000 | 川崎市住宅供給公社からの借入 |
| 雑収入等 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 預金利子 | 0 | 0 | 0 | |
| 当該年度収入合計(C) | 4,883,000 | 3,209,000 | 1,674,000 | |
| 前年度繰越金 | 10,026 | 10,019 | 7 | 預金利子 |
| 収入合計 | 4,893,026 | 3,219,019 | 1,673,993 | |

[支出の部]

(単位:円)

| 中科目 小科目 | 令和元年度予算 額(a) | 平成30年度予算 額(b) | 増減 (a-b) △は減 | 備考 |
|-------------|-----------------|------------------|-----------------|--------------------|
| 人件費 | 1,600,000 | 1,540,000 | 60,000 | |
| 事務局人件費 | 1,600,000 | 1,540,000 | 60,000 | 住宅供給公社職員分 |
| 旅費 | 20,000 | 20,000 | 0 | |
| 交通費 | 20,000 | 20,000 | 0 | 住宅供給公社職員分 |
| 庁費 | 1,679,000 | 872,000 | 807,000 | |
| 需用費 | 739,000 | 195,000 | 544,000 | 印刷製本費、光熱水費、消耗品費 |
| 謝金 | 300,000 | 550,000 | △ 250,000 | 講演会講師料、入居支援費 |
| 役務費 | 440,000 | 67,000 | 373,000 | 通信運搬費、振込み手数料、広告宣伝費 |
| 委託費 | 150,000 | 0 | 150,000 | 翻訳費 |
| 使用料及び賃借料 | 50,000 | 60,000 | △ 10,000 | 講演会会場使用料・マイク等リース費 |
| 償還金 | 1,584,000 | 777,000 | 807,000 | 川崎市住宅供給公社への償還 |
| 当該年度支出合計(D) | 4,883,000 | 3,209,000 | 1,674,000 | |
| 次年度繰越金 | 10,026 | 10,019 | 7 | 預金利子 |
| 支出合計 | 4,893,026 | 3,219,019 | 1,673,993 | |

川崎市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、川崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する幹事の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 幹事 10名程度
 - 四 会計監事 1名
- 2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。
 - 3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
 - 四 専門部会の設置に関すること。
 - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項について決定する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。

(専門部会)

- 第11条 専門部会は会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。
- 2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。
 - 3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の下に分科会又はワーキンググループを設置することができる。この場合、各専門部会合同の分科会又はワーキンググループを設置することもできるものとする。
 - 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡調整会議)

- 第12条 会長は、総会、幹事会及び専門部会のほか、活動内容の中間報告や事業実施にあたり必要となる会員相互の連絡調整のため、必要に応じて連絡調整会議を開催することができる。

(事務局)

- 第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び川崎市住宅供給公社に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

- 第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

- 第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 個人情報等

(秘密の保持)

- 第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第19条 本会が取り扱う個人情報の保護に関しては、川崎市個人情報保護条例のほか関連する規定を準用する。

この場合において、「実施機関」とあるのは「本会」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分 | 会 員 |
|----------|---|
| 宅地建物取引業者 | 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部 |
| 賃貸住宅事業者 | 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部 |
| 居住支援団体 | 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 一般財団法人 川崎市まちづくり公社 川崎市住宅供給公社 |
| 川崎市関係課 | 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進室 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 こども未来局 こども支援部 こども家庭課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 |

※ 川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる

※下線 第2号議案可決後

川崎市居住支援協議会会計規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の会計事務の適切な処理を図るため、その予算、決算及び経理等に関する手続き等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長 川崎市居住支援協議会会則（以下「会則」という。）第5条に規定する会長をいう。
- (2) 事務局長 会則第13条に規定する事務局が置かれる川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課の担当課長をいう。

第2章 予算

(歳入歳出予算の科目)

第3条 歳入歳出予算の科目は、別表1のとおりとする。

(決裁者)

第4条 会計事務の決裁者は、別表2のとおりとする。

(決裁の代行)

第5条 別表2において決裁者が事務局長に属する決裁において、事務局長が不在の場合は、会長が決裁を代行できる。

(調定及び執行)

第6条 歳入予算の調定は、調定伺票（第1号様式）により、歳出予算の執行は、歳出予算執行伺票兼前渡金支出命令票（第2号様式）を作成し、これに決裁を得て行うものとする。

(履行確認)

第7条 契約が履行されたときは、別表2により、履行確認検査調書（第3号様式）で履行を確認する。

2 前項により履行を確認する者は、事務局長が指名した者とする。

(支出命令)

第8条 支出命令は、支出命令票兼前渡金精算報告書（第4号様式）に決裁することによって行う。

2 前項により、支出命令を行うときは、原則、債務が確定していることを確認するに必要な書類及び、請求に基づくものにあつては請求書を添付しなければならない。但し、事務局長が認めた経費については、資金前渡による支出ができる。

3 資金前渡による場合を除き、支出命令は歳出執行伺票兼前渡金支出命令票に適合するかどうかを確認して行う。

4 資金前渡による支出をする場合は、歳出予算執行何票兼前渡金支出命令票の備考欄に「資金前渡」と記載し、前渡金受領者を明記することにより行う。

(支払方法)

第9条 支払いは、資金前渡による場合を除き、適法な請求書を受理してから別に定めのある場合のほか、30日以内に支払うものとする。

2 支払いは、原則として契約履行後または支出決定後に支払うものとする。

(収支決算書)

第10条 事務局長は、会計年度終了後、収支決算書(第5号様式)を作成し、会長に提出しなければならない。

(精算報告等)

第11条 前渡金の精算報告は、支出命令票兼前渡金精算報告書に、証拠書類を添付し決裁することにより行う。

2 請求書による支払いの場合、支払いを証明できる書類を支出命令票兼前渡金精算報告書に添付する。

第3章 物品管理

(物品管理)

第12条 協議会が取得した物品について、管理の適正を期するため、事務局長は、物品の管理に関する事務を行う。

2 事務局長は、備品管理簿(第6号様式)を備え、協議会の所有に属する動産で比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えずに使用に耐えるもの、かつ、購入価額が2万円以上の物を購入したあと、遅滞なく、備品管理簿に記載するとともに、原則として、当該備品には備品管理番号を表示することとする。

第4章 雑則

(帳簿類)

第13条 事務局は、次の各号に掲げる帳票類を備えるものとする。

(1) 現金出納簿(第7号様式)

(2) 預金通帳

(その他)

第14条 この規則に定めのない事項については、川崎市金銭会計規則、川崎市住宅供給公社会計規程のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱(平成21年4月1日付国住生第4号)等の関係規定を参酌し、別途定めるものとする。

附 則

この規則は、平成28年8月10日から施行する。